(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年6月5日

横浜市契約事務受任者 こども青少年局長 吉川 直友

## 1 契約の概要

令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付(4月積極支給分)に係るシステム構築等業務を委託します。

- 2 履行(納品)場所 こども青少年局こども家庭課及び受託者社内
- 3 契約日 令和5年4月25日
- 4 履行日又は履行期間 令和5年4月3日から令和5年5月31日まで
- 5 契約金額 2,338,600円
- 6 契約の相手方(名称及び所在) 日本電気株式会社 神奈川支社 横浜市西区みなとみらい2-3-5 クイーンズタワーC

## 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

国の決定に基づき、低所得の子育て世帯に対する給付金の支給を非常に短い期間で 実行しなければならず、通常の契約手続きを実施する暇がなく、至急の事務において も適正かつ正確な業務を遂行するために、既に本市で同様の業務実績のある事業者と 緊急契約を結ばざるを得なかったため。

## 8 契約の相手方の選定理由

日本電気株式会社 神奈川支社

契約相手方は、過去の「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金に係る要件定義委託」や前年度の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金システム構築等業務委託」の受託者であるとともに、福祉保健システムの開発者です。

当該業者以外のものから役務調達をした場合、委託業者は本委託内容だけでなくシステム化されている箇所を含む業務知識やシステム全体の既存資産・関連性を理解した上で作業を行う必要があり、大幅な時間的損失と費用の増大及び知識の欠如による将来的な開発・改修の際に、不測のシステム障害へのリスクを高めるものとなります。

上記理由により、今回の業務委託においても迅速かつ適切な対応が可能である唯一 の事業者と判断できる当該事業者を選定しました。

## 9 所管課

こども青少年局こども家庭課